

滋賀県既存建築物耐震改修促進計画（案）の策定について

平成 7 年に施行されたいわゆる「耐震改修促進法」が、住宅および建築物の耐震化率 75%を平成 27 年までに 90%に引き上げることを目的に平成 18 年に改正され、都道府県は耐震改修促進計画を策定することと定められました。これを受け、本県でも平成 18 年度から平成 27 年度までの計画期間で「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」を策定し、計画に基づく各施策により県内の住宅・建築物の耐震化の促進を図ってきたところです。

この現行計画が今年度終期を迎えるにあたり計画の見直しを行い、次期計画（案）を取りまとめたところです。

計画の内容等

1. 計画の目的等

地震発生時における建築物の倒壊等の被害から、県民の生命・身体および財産を保護するため、県と市町が連携して、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進するための施策の方向性、および基本的な枠組を策定することを目的としています。

2. 計画の内容

木造住宅の耐震化を中心とする現行計画での取り組みに加え、不特定多数の者が利用する大規模建築物や避難路沿道建築物、防災拠点施設等の耐震化促進について、施策の展開を図ることとしています。

3. 計画の期間

平成 28 年度（2016 年度）から平成 37 年度（2025 年度）までの 10 年間
(5 年後に見直しを行う予定であり、必要に応じ改定を行います。)

4. これまでの経過および今後の予定

○平成 27 年 10 月～ 市町担当者会議における協議、庁内各課との協議

○平成 27 年 12 月 県議会常任委員会報告

○平成 27 年 12 月 15 日～平成 28 年 1 月 18 日

　　県民政策コメント制度による意見募集

○平成 28 年 2 月 県議会常任委員会報告

○平成 28 年 3 月中旬 滋賀県既存建築物耐震改修促進計画の決定、公表

滋賀県既存建築物耐震改修促進計画（案）の概要

「県民の生命と財産を守る」という県に課せられた最も重要な使命を果たすため、耐震診断および耐震改修を計画的に促進し、地震に強い安全な地域社会を、県民のみなさんと一緒に築いていきます。

●計画の基本方針

- ◆「地震は必ず起ころ」「自らの命や財産は自ら守る」ことを県民に理解していただき、自助・公助・共助のバランスに配慮しつつ、住宅・建築物の耐震化を進めています。
- ◆県、市町、および地元自治会等はそれぞれ役割分担して、耐震診断・耐震改修を行いややすい環境の整備、負担軽減のための制度の推進など必要な施策を引き続き行っています。

国の基本方針

住宅の耐震化率
【平成25年度】
82% → 【平成32年度】
95%

多数の者が利用する建築物の耐震化率
「平成32年度に95%」とされる見込み

●住宅・建築物の耐震化

阪神・淡路大震災

多くの木造住宅が被害
主な被害 死亡の原因

死者 5,434人
全壊家屋 104,906棟

建築物倒壊によるもの 88%
焼死によるもの 10%
その他 2%

木造住宅耐震改修の促進

- ◆ 建築物の倒壊等による圧死を防ぐ
- ◆ 消火・救援活動の妨げを防ぐ

東日本大震災

緊急輸送道路の閉塞、防災拠点施設が被災

広域一時滞在の必要性が顕在化
南海トラフ巨大地震の想定の見直し

建築物の耐震改修

- ◆ 耐震改修促進法改正
- ◆ 旧特定建築物を細分化、一部診断義務化

想定地震



●滋賀県の目標(次期計画案)

耐震化の目標設定

【住 宅】

現 状	平成37年度
約83%	約95%
総 数 524,700戸	総 数 522,400戸
耐震性不十分 91,000戸	耐震性不十分 26,100戸

【多数の者が利用する建築物】

現 状	平成37年度
約90%	約96.5%
総 数 約6,100棟	総 数 6,800棟
耐震性不十分 約600棟	耐震性不十分 240棟

【県が所有する防災上特に重要な建築物】※1

現 状	平成29年
約82%	約98.9%
総 数 1,013棟	耐震性不十分 181棟

*耐震性不十分とは、昭和56年6月以前に着手された建築物で、耐震性が低いもの。

*1 滋賀県地震防災プログラムによる。なお、「防災上特に重要な建築物」とは、医療機関、社会福祉施設、学校関係施設、防災拠点等を指します。

耐震化を進める上での基本的な取り組み方針

●重点的に耐震化すべき建築物

- ①生活の基盤となる建築物（住宅等）
- ②災害時に重要な機能を果たす建築物（庁舎、病院等）
- ③多数の人々に利用される建築物（百貨店、ホテル等）
- ④倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げとなる建築物
- ⑤被災時に周辺に被害を及ぼすおそれがある建築物（危険物貯蔵施設等）

●耐震改修促進法の改正に伴う取組

- ①要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の推進
- ②避難路沿道建築物の耐震化に対する取組の強化
- ③防災拠点建築物の耐震化に対する取組の強化

耐震化を進める具体的な施策の展開

県民の防災意識の啓発等 ソフト面での施策

住宅・建築物の耐震化に関する ハード面での施策

公共建築物の重点的・計画的な 耐震化の推進

■耐震改修を促進する 普及・啓発

- 市町における耐震改修促進計画の策定の支援
- 地震防災情報テレビ番組の放送・市町の広報誌・パンフレットの配布・セミナー等、県民への啓発の推進
- 市町の自治会単位の防災講座等の開催を支援

- ◆新たな取組
- 建築物の耐震性に関する表示制度の普及

■人材の育成

- 耐震診断員および耐震改修技術者の育成・登録の推進を継続
- 学校での減災教育の積極的な支援を継続

■建築指導等の強化

- 耐震改修促進法による指導等の実施、および建築基準法による勧告または命令等の実施

■既存建築物の耐震化支援

- 滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業および補強案作成事業（無料耐震診断・補強費用算出）による木造住宅耐震化の支援
- 滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修事業による、木造住宅耐震化の支援

◆新たな取組

- 避難所等の活用が見込まれる、公益性の高い要緊急安全確認大規模建築物の早急な耐震化を支援
- 耐震診断を義務付けた避難路沿道建築物の早急な耐震化を支援

■防災機能に応じた 公共建築物の耐震化

- 防災上特に重要な施設から優先順位を定め、計画的に耐震化を推進

◆新たな取組

- 防災上特に重要な県有施設は「滋賀県地震防災プログラム」に準じ、平成29年までに概ね耐震化を完了